

## 第2回海運分野の飲酒対策に関する検討会（議事概要）

日 時：平成31年4月11日（木）14:00-15:40

場 所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席委員：井手委員、今津委員、葛西委員、庄田委員、藤田委員、南委員

オブザーバー：（一社）日本外航客船協会、（一社）日本船主協会、（一社）日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会

### 議事概要：

○ アルコール検知器協議会及び事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

（委員及びオブザーバーから出された主な意見）

- 船員が「言われたことだけやる」とならないよう、船員の意識改革が必要。企業と船員が一体となって飲酒対策に取り組むことが必要。
- 検査記録について、経験上1日A4で1枚になる。保存年数・保存方法は手間が膨大なものにならないよう配慮いただきたい。
- 当直前飲酒時間規制について、出入港時や輻輳海域航行時と太平洋上航行時では扱いを変えてもよいのではないか。
- 第三者立ち会いについて、船の通信状況は悪いので、陸からの監視については実態を考慮いただきたい。
- H18.9の通達のリマインドもして欲しい。0.15mg/l未満が検出されたらどうするのか、曖昧でわかりにくい。
- 船員の認識を変えることも重要。どうして飲んではいけないか、過去の例、アルコールとの付き合い方などを項目立てして教育カリキュラムを作ってはどうか。そして、船員と管理者両方を教育する。規制と教育の両方が必要。
- 教育の対象範囲を当直者以外のところまで範囲を広げて行うのか検討すべき。
- 船にはいろいろな種類のものがあり、一律の規制は難しい。何らかのクライテリアで規制内容を分けることはありうる。